

令和元年度第3回 米子市国民健康保険運営協議会会議録

1 会議の日時及び場所

日 時 令和2年1月23日（木） 午後1時25分～2時40分

場 所 米子市役所5階・議会第1会議室

2 出席した委員（13名）

足立融委員、小村博美委員、中島猛委員、松井智子委員、藤瀬雅史委員、細田明秀委員、田本晃委員、金田賢司委員、種田進委員、野坂英子委員、天野宏紀委員、足立進委員、林有一委員

3 欠席した委員（2名）

和泉浩司委員、山本真次委員

4 会議録署名委員（2名）

中島猛委員、種田進委員

5 出席した事務局職員

朝妻市民生活部長、佐小田保険課長、池口課長補佐兼保険総務担当課長補佐、生田課長補佐兼保険業務担当課長補佐、吉持収納担当課長補佐、永野健康推進室長、塚田保険総務担当主任

6 傍聴者

4名（うち報道機関0名）

午後1時25分 開会

●佐小田課長

ただ今から令和元年度第3回米子市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

皆さまお忙しいところ、本会議にご出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日の協議会の進行をさせていただきます、米子市保険課佐小田です。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、本日の会議の定足数について、ご報告いたします。

本日は、公益代表の和泉委員、被用者保険等保険者代表の山本委員の2名から、ご都合により欠席する旨の報告がございました。

したがいまして、委員総数15名中、現在13名の出席でございます。

米子市国民健康保険条例施行規則第4条に定める会議の定足数に達しておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

それでは、開会にあたり、会長よりご挨拶いただきます。

天野会長お願いいたします。

●天野会長

委員の皆様方には、公私ともご多用中のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、平成31年度の決算見込みと令和2年度の納付金による令和2年度の保険料率の検討について事務局の説明を受け協議していただく予定としております。

また、前回に引き続き、資産割廃止による保険料の算定方式の変更について、協議をしていただく予定としております。

皆様には積極的なご意見をいただきますようお願いするとともに、スムーズな進行へのご協力をお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

●佐小田課長

続きまして、米子市長がご挨拶を申し上げます。伊木市長お願いいたします。

●伊木市長

皆さま、あらためましてこんにちは。本日は今年度3回目となります、米子市国民健康保険運営協議会の開催にあたり、皆さまにご出席をいただきまして誠にありがとうございます。委員の皆さま方には、日頃より、それぞれの立場から本市の国民健康保険事業の円滑な運営にご尽力、ご協力をいただき心から御礼申し上げます。

本日の会議は、先ほど会長からありましたとおり、今年度の国民健康保険の決算見込みについてご報告させていただくことと、協議いただく事項として、来年度の料率のこと、そして12月19日に諮問させていただきました、料率の算定方法のなかで資産割の廃止とそれに伴う料率の改定について、引き続き皆さまにご協議いただくこととしております。

我々としては、保険制度が持続可能なものとして将来に引き継がれていきますよう、心を砕いているところでございますけれども、どうか皆さまにおかれましても、この保険制度の維持そしてこれからの存続に向けて、忌憚のないご意見を賜ればと思っておりますので、本日はどうぞよろしくお願いします。

●佐小田課長

市長におかれましては、次の予定が入っていますので、ここで退席させていただきます。

●佐小田課長

それでは、米子市国民健康保険条例施行規則第3条により、会長が議長をしていただくことになっておりますので、以後の議事進行につきましては、天野会長をお願いいたします。

●天野会長

それでは、日程4の「会議録署名委員の指名」についてでございますが、「米子市国民健康保険条例施行規則第8条第2項」の規定により、会議録には、議長及び出席委員のう

ち議長が指名する委員2名が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

中島委員と種田委員にお願いします。

●天野会長

次に、日程5の「協議・報告」に入ります。

それでは「(1) 国民健康保険の事業状況について」事務局から説明してください。

●池口課長補佐

それではお手元に配布しております「日程」の資料をご覧ください。

1ページをご覧ください。平成31年度(令和元年度)決算見込みについて説明させていただきます。

まず保険給付につきましては「説明資料」の資料3、資料4に記載しています。平成31年度の保険給付費総額として約100億6,000万円と見込んでおり、前年度と比較して約3百万円の微増となります。保険給付費は、平成28年度に診療報酬改定、高額薬剤の薬価見直しにより約5億4,000万円の減少、平成29年度は約6,200万円の微増、平成30年度は約8,800万円の減、今年度は前年度並みと見込んでおります。

保険料収入については、資料2をご覧ください。平成31年度の保険料収入は、約26億5,000万円を見込んでおり、平成30年度と比較して約8,000万円の減少を見込んでいます。主な要因は被保険者数の減少によるものです。

収納率については、資料1と資料2をご覧ください。平成31年度の現年度分収納率は92.59%と前年度から0.33ポイントの上昇を見込んでいます。平成28年度に徴収アドバイザーの雇用や、徴収体制の強化を図ったことが実を結んでいると考えられます。

続いて、決算見込みについては、資料3と資料4をご覧ください。平成31年度国民健康保険事業特別会計の決算は、歳入145億7,071万8,000円に対し、歳出144億8,838万3,000円で、差引8,233万5,000円の歳入超過を見込んでいます。これについては、これから国や県に対して補助金や交付金の申請をすることもあり、まだ見込みとなりますので確定ではありませんが、単年度ベースで見たとところ歳入歳出はほぼイコールになるのではないかなと考えております。

今後の取り組みですが、平成31年度は現年度分収納率94.0%を目標としていますが、92.59%を見込んでいます。目標には届かない見込みですが、前年度比で0.33ポイント上昇しています。

これは、平成28年度から組織を再編して徴収担当職員を2名増加したこと、徴収アドバイザーを雇用したこと、また、徴収に特化した体制とするため保険業務係に一部の業務を移したこと、徴収方法を多様化し、コンビニ納付、クレジット納付を開始し、口座加入促進と併せ納付しやすい環境づくりに取り組んできましたが、効果を発揮したものと考えています。平成28年度からの体制強化により、3年間で2.62ポイントの上昇となります。

保健事業の推進・医療費の適正化については、米子市国民健康保険データヘルス計画に

基づき、医療費適正化の対策事業として「糖尿病性腎症重症化予防事業」を、罹患者の多い疾病対策事業として「特定健康診査・特定保健指導」を強化事業として位置付け、引き続き実施しています。

糖尿病性腎症重症化予防事業は13人、特定健診受診率は30.2%、特定保健指導実施率は積極的支援・動機づけ支援を合わせて14.6%を見込んでいます。

ジェネリック医薬品については勧奨通知を発送しており一定の効果が上がっています。後発品普及率は、平成31年4月抽出データで72.7%と順調に増加しています。

また第三者求償については、平成28年3月に一般社団法人日本損害保険協会と覚書を締結しました。覚書の締結により、求償事務のさらなる強化に努めます。

続いて、2ページのまとめをご覧ください。

国民健康保険加入者の減少は著しく、今後も保険料調定額の減少に留意する必要があると考えています。

保険給付費については、平成28年度には薬価の改定もあり大幅な減少となり、平成29年度は微増、平成30年度は減、平成31年度においては前年度並みと見込んでいます。

平成27年度に保険料率を改定して以降、保健事業の充実による医療費の抑制、体制強化による収納率の向上により、平成27年度に約4億700万円あった累積赤字が平成29年度をもって解消できました。

新制度となり、平成30年度でも黒字決算となり、今年度も黒字決算を見込んでおりますが、今後も保険料収納率の向上による歳入確保、保健事業の推進、医療費の適正化による医療費の抑制により、財政の安定化に努めたいと考えています。

●天野会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見やご質問がございましたらお願いします。

●中島委員

収納率の向上について、前年度比0.33ポイント上昇、目標94%に対して92.59%の見込みだということですが、令和2年度の目標は何%ですか。

●朝妻部長

今年度までが行革の目標期間となっておりまして、来年度以降5年間の目標を新たに設定するため、現在目標数値を精査しているところでございます。もうしばらくしましたら目標値をお示しできると思います。

●中島委員

わかりました。

●天野会長

次に「(2) 令和2年度国保事業納付金による保険料率の改定について」事務局から説明してください。

●池口課長補佐

説明資料の 7 ページから 9 ページにかけて、資料 5 から資料 7 にかけて説明をさせていただきます。

まず、7 ページの資料 5 をご覧ください。1 月に鳥取県から米子市に対して、令和 2 年度の納付金の数字が示されました。上段に記載しております、納付金額 3 7 億 5, 2 5 6 万 9, 5 8 9 円が、令和 2 年度に米子市が納める納付金の金額になります。

あわせて、県から標準保険料率の算定に必要な保険料総額として、3 2 億 5, 0 8 5 万 2, 3 2 9 円、1 人あたりの保険料は 1 1 万 7, 7 4 1 円と示されました。

表の下には、平成 3 1 年度に米子市が鳥取県に支払っている納付金の額及び標準保険料率の算定に必要な保険料総額、1 人あたりの保険料額をあわせて載せております。

標準保険料率の算定に必要な保険料総額とは、納付金額から、後ほどご説明しますが加算する金額と減額する金額を加味した上で、3 年平均の収納率で割り戻して計算されています。保険料総額を計算する際に加算する金額というのは、保健事業費、出産育児一時金、葬祭費等になります。これらは納付金に含まれておりませんので、まずこれらを納付金額に加算します。また、減額するものとしましては、国や県から入ってくるであろう公費、過年度分の保険料、一般会計からの繰入金（法定分）等になります。これらを先ほどの納付金額から減額し、標準保険料率の算定に必要な保険料総額を積算することになります。また、先ほど一般会計からの繰入金とお伝えしましたが、それには保険料の軽減分を加味しておりません。

下段には、県が米子市に示しました標準保険料率を記載しています。

続いて、8 ページをご覧ください。

令和 2 年度の保険料率決定についてですが、県から標準保険料率の算定に必要な保険料総額として、3 2 億 5, 0 8 5 万 2, 3 2 9 円が示されました。ただ、この額は本市が県に納付する金額ではなく、納付する額を集めるために、本市の過去 3 年間の平均収納率から計算した料率決定の目安とするための額です。そのため、実際に保険料として集める額は、中ほどに記載しておりますとおりです。

具体的には、先ほどの保険料総額 3 2 億 5, 0 8 5 万 2, 3 2 9 円に、過去 3 年間の平均収納率 9 1. 2 % を掛け、県から示された基盤安定繰入金 5 億 6, 1 9 7 万 9, 4 0 1 円を差し引いた金額に、決算見込み等で独自に特別調整交付金の増額分を見込み 3, 0 0 0 万円をさらに差し引いた額が、2 3 億 7, 2 7 9 万 7, 9 2 3 円となり、これが実際に収納する保険料額となります。

9 ページをご覧くださいと、現在の米子市の保険料率を据え置いて計算した場合、令和 2 年度にはいくら収納が見込めるかという表を載せております。①の 2 5 億 8, 6 8 3 万 3, 1 6 8 円は、平成 3 1 年度の調定額を基に令和 2 年度の調定額を見込んだ金額です。その金額に、平成 3 0 年度の収納率である 9 2. 2 5 % から毎年 0. 3 ポイントずつ 2 年間で 0. 6 ポイント上昇すると見込み、令和 2 年度の収納（見込）率 9 2. 8 % を掛けた金額が 2 4 億 5 8 万 1, 1 7 9 円となります。したがって、現行の保険料率で令和 2 年度には 2 4 億 5 8 万 1, 7 7 9 円の収入が見込めるということになります。

先ほど 8 ページで県が示した保険料総額から、実際に保険料として集める金額を積算した金額が 2 3 億 7, 2 7 9 万 7, 9 2 3 円ですので、現行の保険料率でまかなうことがで

きると判断しております。よって事務局としましては、令和２年度は納付金に対する保険料率の改定は必要ないと考えております。参考として、平成２９年度と平成３０年度の収納額、平成３１年度は収納見込額を記載しています。

●天野会長

ただいま事務局から令和２年度の納付金による本市の令和２年度保険料についての説明がありました。皆さん方からのご意見、ご質問をお願いします。

— 質疑なし —

●天野会長

それでは、事務局から説明がありましたとおり、令和２年度の納付金による本市の令和２年度の保険料については、料率の見直しは行わない、ということよろしいでしょうか。

— 異議なし —

●天野会長

それでは、令和２年度の納付金による令和２年度の保険料について、米子市国民健康保険運営協議会として見直しは行わない、ということとさせていただきたいと思います。

●天野会長

続いて「（３）国民健康保険料算定方式の変更について」前回事務局から説明をさせていただいておりますが、改めて事務局から説明をお願いします。

●池口課長補佐

それでは、前回お配りしました諮問に対する資料はお手元にありますでしょうか。

１２月１９日にもご説明させていただきましたが、改めてご説明いたします。平成２９年度からこの協議会において、資産割廃止について検討していただいております。平成３０年度に制度が変わり、鳥取県も保険者となったことで、これから鳥取県内の各市町村で保険料の統一に向けて協議をしていくことになります。県から示された標準保険料率は３方式ということで、具体的には資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の３方式による保険料率が示されています。

これをうけまして、全国的にもまた鳥取県内においても、次第に４方式から３方式に変更される市町村が増えております。米子市につきましても、保険料統一を目指す上でも、今回諮問という形で提案させていただきました。

前回米子市としましては案１から案４のうち、案２を提案いたしました。これにつきましては、所得割に応じた応能割、均等割と平等割に対する応益割、この応能割：応益割の賦課割合を５０：５０にするという提案です。

現在、米子市の保険料率は、資産割を含めました応能割が５３％、応益割が４７％です。この応能割の５３％のうち６％が資産割ですので、資産割を除いた応能割が４７％、応益

割が47%となっています。この資産割の6%をどのように配分するかということになりますけれども、米子市としては、3%ずつ応能割と応益割に配分したいと考えております。

前回ご説明しましたが、県からの標準保険料率を米子市にあてはめて計算すると、応能割が47%、応益割が53%ということで応益割に比重が多くなっております。これにつきましては、全国的な所得水準を見たときに、鳥取県が全国水準より低いということで、そのような設定になっていると県から聞いております。

今後の保険料率の統一に向けて、県から示される標準保険料率に合わせていく必要はありますが、今回の4方式から3方式への変更につきましては、先ほどお伝えしたとおり応能割：応益割を50：50にさせていただきたいと思っております。前回の協議会でお伝えしましたが、応能割の比重を多くした場合、応益割の比重を多くした場合でそれぞれメリットとデメリットが考えられます。例えば応益割の比重を多くした場合、被保険者数や世帯に応じて皆さん平等にお願いする金額になりますので、被保険者の多い世帯は負担が大きくなること、また所得に関係なくお願いする金額ですので、低所得者にとっても負担が大きくなるのが考えられます。また、低所得者に対する保険料の軽減に伴う一般会計からの繰入等もありますので、市としては、一度にではなく段階的に県の標準保険料率に近づけていこうと考えております。

将来的には、県の標準保険料率に近づけていくために、状況を見ながら均等割や平等割である応益割のほうに少しずつ配分していきたいと考えておりますので、今回の保険料改定につきましては、案2の応能割：応益割を50：50で提案しております。

●天野会長

ただいま事務局から説明がありました。前回の協議会で市より算定方式の変更等について、諮問をいただいておりますので、協議会としての意見をまとめる必要があります。皆さん方からご意見、ご質問等をいただいた後、協議会の意見をまとめたいと思いますので、ご意見、ご質問をお願いします。

●田本委員

基本的なことで教えて欲しいのですが、保険料が県で統一されるということですが、それはいつ頃でしょうか。

●池口課長補佐

県内でこれから協議をしていくということになっていきますので、まだ時期は決まっておりません。

●佐小田課長

おおまかな国の目途としては、令和5年度までということになっていきますが、鳥取県内19市町村でそれぞれ保険料率も異なりますので、なかなか早急にということは難しいと思います。

●田本委員

ありがとうございました。

●天野会長

その他、ご質問はございませんでしょうか。

●中島委員

今回の資産割の廃止するにあたって、前回資料の1ページ目の(1)資産割額の課題というところで、固定資産税に応じて賦課するため二重賦課であるとの批判があるということですが、6%の資産割を応能割と応益割に3%ずつということになると、応能割に対しても所得の高い人がさらに高くなると思うのですが、それも同じように二重課税にあたるのではないかという思いがあります。

私としては、6%を応益割に配分して県の標準保険料率に近い形にした方がいいのではと思うのですが。

●池口課長補佐

まず固定資産税に二重課税の批判があるという件ですが、被保険者の中には、固定資産税を払っているのに、なぜまた保険料でも固定資産税に基づいた保険料を支払わなければいけないのか、と言われる方もいらっしゃいます。

あくまでこれは2重課税ではないのですが、保険料の算定方式の中に固定資産税が基礎となる資産割がありますので、2重課税であるかのようなとらえ方をされることが課題になっているという意味です。

●中島委員

二重課税ではないのだけれど、それを資本にして保険料を賦課していくということなので、所得が多い方はさらにまた保険料が多くなるという形になるのではないのでしょうか。

●池口課長補佐

所得の多い方はもちろん所得に応じた保険料を払っていただきますので、所得が多い方についてはそれに応じて負担は多くなります。

●中島委員

資産割の6%を応能割に配分すると、さらに増えていくということになりませんか。

●池口課長補佐

現在、全体に占める所得割は47%、資産割は6%ですので、応能割は所得割と資産割を足した53%になるのですが、今回資産割を除いた応能割が47%、応益割も47%ということになります。資産割の6%をどちらに振るかということになるのですが、基本的な保険料率を固める時の割合は当然50:50が基本になりますので、今回はまず基本的な保険料率に合わせて、段階的に県の示す標準保険料率に近づけていくということになります。

ます。

●中島委員

そうすると次のステップとしては、状況を見ながら応益割を増やしていくということですか。

●池口課長補佐

はい、そうです。

●中島委員

一気に増やすのではなくてですか。

●池口課長補佐

一気にではなく、段階的にしていきたいと考えています。

●藤瀬委員

そうすると、現在所得割が47%ですので、資産割の6%のうち3%を所得割に配分すると、所得割であり応能割が50%になるということですね。所得の多い方も保険料が少し上がるということですね。

●池口課長補佐

所得に応じた負担も少し増えることになりまし、均等割も少し増えることになりまし。応能割と応益割どちらかに偏らず、両方3%ずつ増えるということになります。

●佐小田課長

所得のお話ですが、被保険者の方によっては資産割の多い方もおられますので、応能割の中の資産割がなくなり、所得割で所得の多い方は負担が変わらないというのも適当でないですので、もちろん全体的なバランスを考えております。

●藤瀬委員

資産がある方は保険料がグッと減ってしまうという方もおられるんですよね。

●池口課長補佐

減る方もおられるし、増える方もおられるということになります。

●藤瀬委員

被保険者に優しい保険料を考えていかないと、その他大勢の方々の保険料が上がるということになると、収納率が減ってしまうのではないかという心配があります。

●佐小田課長

ケースバイケースになりますが、前回の資料でお示ししましたモデルケースで、何人の保険料がどれくらい変わるか、いくつかシミュレーションをさせていただきました。皆さんの保険料が安くなるのが1番ですが、そういうことにはなりませんし、どうしても高くなる方はいらっしゃいます。ただ、高くなる金額の幅については人数を見計らいながら、一般会計からの繰入金も考慮した結果、案2を提示させていただいたということです。

●足立（融）委員

トータルの保険料収納見込額約24億を算出したのは4方式ですか。

●池口課長補佐

はい、4方式です。

●足立（融）委員

3方式にした場合、どうなるかということがわかりますか。

●池口課長補佐

基本的には保険料総額は変えない設定で保険料率を考えていますので、4方式から3方式に変えたからといって、収納額が減るような想定はしておりません。

●松井委員

前回資料の4ページにある表に案が出ているかと思いますが、それぞれの案に記載の保険料は引き上げ額が含まれている金額ですか。

●池口課長補佐

表の保険料の金額は改定後の金額となりますので、引き上げ額が含まれた金額です。

●松井委員

そうすると、引き上げられてこの保険料になるということですね。現行の保険料は隣にありますね。わかりました、ありがとうございます。ちなみにこれは年額ですか。

●佐小田課長

年額になります。

●藤瀬委員

今回資産割を廃止することはほぼ確定でしょうから、県の標準保険料率である応能割：応益割を47：53までもっていかずに、米子市としては50：50という形で、最終的には県の47：53に合わせていくためのいい折衷案になるというか、いろいろ考えられたのが、案2だったわけですね。なかなかそれ以上の選択肢はないかなと思います。

来年は賦課限度額の上限も上がりますし、収入としてはそれほど少なくなる見込みはな

いですか。

●池口課長補佐

収入全体としては、被保険者が少なくなりますので、減る見込みです。

●藤瀬委員

もし収入が増える見込みとなれば、次年度の保険料を減らすこともできるのですか。

●池口課長補佐

可能性としてはあります。

●藤瀬委員

3、4年前に、収入が足りなくなりそうだから保険料を上げないといけないという議論が続いたのですが、しばらくはなさそうですかね。

●佐小田課長

まだわかりませんが、1人あたりの医療費がどのくらいかかるかということも影響がありますので、そういったことも考えながら判断させていただくようになります。

●足立（融）委員

仮に50：50とした場合でも、県の標準保険料率と比べて応益割の中の均等割と平等割の割合が違いますよね。これは直していくということになりますか。

●池口課長補佐

県の標準保険料率では、応益割のうち均等割が70%、平等割が30%でどちらかというと均等割の比率が高くなっています。そうすると人数が多い世帯の方は負担が多くなってくることもあり、他市町村もそこは加味していて県の示す比率までは設定していないのが現状です。米子市についてもそこまでの比率は現状では難しいということもあり、将来的に保険料が統一になった場合は合わせていかなないといけないと思います。

●天野会長

今回米子市から諮問を依頼されている事項が3つありまして、1つ目が資産割廃止による算定方式の変更について、2つ目が算定方式変更に伴う保険料率の改定について、3つ目が変更の時期についてとなります。

この3つについて、本協議会としての意見をまとめ、答申をするということになっています。

米子市からの案としては、1つ目については算定方式を資産割を除く3方式へ変更するというもの、2つ目については案2による保険料率の改定をおこなうというもの、3つ目の変更時期については令和2年度からおこなうというものです。

これらをふまえて、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

●藤瀬委員

資産割の廃止というのは、激変するからということで、2年か3年かけて段階的に0にしていく方法というのは考えたりできませんか。

●佐小田課長

去年の運営協議会だったかと思いますが、全部ではなくて例えば介護納付金だけでも部分的にできるというお答えをさせていただいていたかと思いますが、今年の運営協議会でご説明いたしましたように、鳥取県内では既に鳥取市と境港市、令和2年度には倉吉市が予定しておられますが、どこの市町村も資産割を全部廃止するという形で動いておりますので、米子市もそれに沿う形で考えております。

●藤瀬委員

資産割を廃止する前提での話だと思うが、もし、ここで皆が資産割の廃止をしたくないと手を上げれば、資産割は残るのですか。

●佐小田課長

皆さんにご理解いただくことになるとと思いますが、また改めて審議していただくことになります。

いずれにせよ、県の保険料率の標準化ということになると資産割を廃止する時期はやってきます。今回資産割を残すとなっても、何年か後には必ずお願いしますということになります。

●藤瀬委員

令和2年度から資産割を廃止しなければならない理由はありますか。普通、変更があったときは段階的にやったりしませんか。

●佐小田課長

段階的にやる方法もちろんあるのですが、米子市としては様々な方法を考えた結果、資産割は0にして3方式にするということを提案させていただきました。

●中島委員

まずは、資産割を廃止するかどうか皆で結論を出してから、その後保険料率をどのようにするか、話を進めていった方がいいのではないのでしょうか。

●天野会長

それではまず資産割の廃止について、皆さんから1人ずつ意見を伺いたいと思います。

●藤瀬委員

私は廃止に関して全く異論はないです。県の基準もそうですし、県内の各市も廃止することなので、必ず廃止しなければならないと考えています。

●細田委員

廃止は特に問題ないかと思います。

●田本委員

同じく廃止を考えています。

●金田委員

私も廃止を考えています。

●種田委員

廃止をお願いします。

●野坂委員

廃止で。

●松井委員

資産割額の課題が3つ挙げてあるのもその通りだと思います。それから先ほど段階的に資産割を減らしていくという案も出てきましたが、市の保険料算出の作業も大変莫大なものになるのかなと思ったりしております。そういう理由で資産割を廃止するという訳ではないのだけれど、いずれ資産割が廃止されるであろうという予測がある状況ですので、一度に廃止という方向に進めた方がいいのではないかと思います。

●中島委員

廃止をお願いします。

●小村委員

私も廃止をお願いします。

●足立（融）委員

廃止をお願いします。

●林委員

廃止に異論はありません。

●足立（進）委員

私も前回資料の資産割額の課題3つ目、市外の資産には賦課されないということが非常に不公平だと思いますので、資産割は廃止したほうがいいと思います。

●天野会長

皆さんご意見ありがとうございました。伺った中では資産割の廃止について特に異議が

ないということで、協議会としましては資産割の廃止については、市の案どおり資産割を廃止して3方式でやっていくということで取りまとめさせていただきます。

●天野会長

続いて、算定方式変更に伴う保険料率の改定について、案2を中心に協議をしておりますけれども、これについて皆さんからご意見を承っていこうと思います。

●藤瀬委員

案2が良いと思います。

●細田委員

案2です。

●田本委員

私も案2で。

●金田委員

案2でお願いします。

●種田委員

案2が良いと思います。初めは案1が良いと考えておりましたが、いろいろな説明を聞いて、なるほどなと思い案2でお願いします。

●野坂委員

案2です。

●松井委員

案2ということでお願いします。

●中島委員

私は案1でお願いします。

●小村委員

案2でお願いします。

●足立（融）委員

私も2案でお願いします。案1にするとどうしても応益割のほうに負担がかかりすぎる気がするので、案2のほうが良いなと思います。

●林委員

徐々に案１に近づけるべきとは思いますが、案２からスタートするほうが良いと思います。

●足立（進）委員

案２をお願いします。

●天野会長

案１と案２で２つ意見が出ましたが、協議会としての意見を取りまとめるということで、最終的には多数決で決めたいと思います。

案１に賛成の方、挙手をお願いします。

— １名挙手 —

案２に賛成の方、挙手をお願いします。

— １２名挙手 —

●天野会長

案１というご意見もありましたが、協議会としましては多数決により案２を答申とさせていただきます。

●天野会長

最後に保険料率改定の時期についてですが、市の提案としては令和２年の４月からということですので、これについても皆さんからご意見を伺いたいと思います。

●藤瀬委員

来年度からで良いと思います。

●細田委員

藤瀬委員と同じです。

●田本委員

来年度の４月からだと思います。

●金田委員

同じく来年度からが良いと思います。

●種田委員

令和２年の４月からをお願いします。

●野坂委員

私も同じです。

●松井委員

始めると言ったら令和2年度からになるだろうと思いますが、ご存じない方にも広報等で周知をしたうえで来年度からと思っております。

●中島委員

市のほうでできる体制が整った段階で、やれたらいいなと思います。来年度からできるのであれば進めていくべきだと思いますし、期間が必要であれば令和3年度という選択肢もあるのかなと思います。

●小村委員

来年度からお願いします。

●足立（融）委員

同じく来年度からお願いします。

●林委員

私も来年度からお願いします。

●足立（進）委員

同じく来年度からがいいと思います。

●天野会長

ありがとうございました。皆さんから意見をいただき、令和2年度からという時期については異議なしということでしたが、市民の方への周知をしたうえでという条件をつけて、取りまとめをさせていただきます。

●天野会長

それでは改めて市から諮問のありました3点について、資産割は廃止し3方式に変更すること、それから保険料率の改定につきましては資料の案2 応能割：応益割を50：50にすること、変更の時期は次年度の令和2年度からスタートするということで、確認いたしますがよろしいでしょうか。

— 異議なし —

それでは協議会としてこのように答申させていただきます。なお、この内容につきましては、後日皆様に郵送したいと思いますので、ご確認をお願いします。

●天野会長

次に日程５の（４）その他について、事務局から説明をお願いします。

●池口課長補佐

それでは日程が書いてある資料の３ページをご覧ください。令和２年度の国民健康保険にかかる国基準の改正についてということで、正式な改定はまだですが、改定されることがわかりましたので、今回ご説明させていただきます。

１点目は国民健康保険料の賦課限度額ですが、医療分については現行６１万円ですが、これが６３万円ということで２万円の増となります。後期高齢者支援分については据え置き、介護納付金分については現行１６万円から１７万円になるということで１万円の増になる予定です。

２点目は令和２年度国民健康保険料の軽減判定にかかる所得基準についても、変更になる予定となっています。応益割の均等割と平等割の軽減についてですが、２割軽減について、現行では世帯の総所得金額等が３３万円＋{５１万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）}以下の世帯となっておりますが、改正により５１万円が５２万円になります。それによって、軽減の世帯が増えることになります。５割軽減についても、現行では世帯の総所得金額等が３３万円＋{２８万円×（被保険者数＋特定同一世帯所属者数）}以下の世帯となっておりますが、改正により２８万円が２８．５万円になる予定ですので、５割軽減の世帯も増えることになります。７割軽減については現行どおり世帯の総所得金額等が３３万円以下の世帯ですので、これについては変更がありません。国の基準が変わり次第、米子市も条例改正をして速やかに執り行なうこととしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

●天野会長

ただいま事務局から説明がありましたが、皆さん方から何かご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

— 質疑なし —

●天野会長

最後に、日程６の「その他」に入ります。事務局から何かありますでしょうか。

●池口課長補佐

事務局からは特にありません。

●天野会長

その他、この際ですので、皆さんから意見がございましたら発言をお願いします。

— 意見なし —

●天野会長

それでは意見も出尽くしたようでございますので、これもちまして令和元年度第３回

米子市国民健康保険運営協議会を閉会します。

●佐小田課長

委員の皆さま、長時間にわたりありがとうございました。本日の全ての日程を終了いたしました。市民の皆さまに周知を務めてまいりますので、今後ともよろしく願いいたします。

皆さま、お疲れさまでした。

午後 2 時 4 0 分閉会